

日 時 平成27年5月2日（土）19:00～21:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者（会長）中原 （副会長）平田、小林、小野

（町内会長）山元、北岡、守本、藤原(忍)、定塚、廣嶋、吉、上坂

保坂、藤原(淳)、和田

（グループ代表）舟木、斎藤、藤本 （事務局）妹尾、長谷川

（市民センター）一浦

<敬称略>

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

- ①4月19日のまち協定時総会の出席状況をまとめた。総会は最高議決機関であり、118名の代議員は約1800戸を背負っていて、1名当り約15戸の責任を負っている。それを考えると、無断欠席は許されるものではない。また、安易な委任状提出は控えるべきであろう。平成28年度の定時総会の代議員の方に、このことを是非とも伝えていただきたい。
- ②行政機関からの委嘱者について、資料の通りである。少年補導委員、子ども安全リーダーは全員若草地区の方となっているが、今年度末で任期が切れるので、来年度は追分南地区の方にもお願いしたい。
- ③今年度実施される選挙の投票立会人について、志津南学区には第1投票区と第4投票区があり、各投票区には立会人が3名必要である。第1投票区については、4月12日の県議員選、9月13日の市議員選、2月の市長選の立会人は決まっている。
第4投票区については、3名のうち1名を追分南町内会、かがやきの丘町内会、コージーガーデン自治会、追分鴨田町内会から出すことになっており、先日の県議員選では追分南の小林会長に出していただいた。今後の選挙について、かがやきの丘町内会、コージーガーデン自治会、追分鴨田町内会から立会人を選出していただきたい。→市議員選のときはコージーガーデン自治会の藤原(淳)さん、市長選のときはかがやきの丘町内会の保坂さんに決定。

(2) 社会福祉協議会から

①送迎支援活動について

- ・平成26年度から、外出の不自由な方に対して地域支え合い送迎支援活動を実施している。これは、草津市の予算で草津市社会福祉協議会が活動母体となって自動車を購入されたものを無償で借用できるようまちづくり協議会が契約し、社会福祉協議会が担当して行っている。平成26年9月の活動開始からの実績データは別表の通り。
- ・現在約20名が登録されており、ガソリン代の実費は利用者負担である。ボランティア運転手は高齢者がほとんどであり、新たな方の参加が望まれる。
- ・活動内容と利用方法、ボランティア運転手募集について、追分南町内会をはじめとする学区全体に周知していきたい。

②安心のバトンについて

- ・対象者が65歳以上で、現在193名（利用率は対象家庭の約40%）の利用がある。まちづくり協議会会長名で、安心のバトンの利用についての登録者数を南消防書に届けている。
- ・今年度は、追分南町内会の方、今年度65歳になられる方に新規登録の普及を図っていきたい。また、状況の変化に伴い、年に1回は内容の更新が必要と考えている。
- ・全体に対する普及啓発については、町内会回覧を考えているので、町内会長に協力いただきたい。

(3) 環境美化委員会から

- ・清掃の日程が決定しているので、ご協力願いたい。

(4) 事務局から

- ・各町内会にまち協会費の納入をお願いしていたが、順次振込んでいただいている。また、先日草津市からの一括交付金が振り込まれ、連休明けに各種団体の活動費を振り込む予定である。
- ・理事会等の連絡等に活用するため、連絡表にメールアドレスおよび携帯電話番号を記入し、事務局に届けていただきたい。
- ・先日の総会で、個人情報等について会長から回答があったが、ホームページの名簿の住所では〇丁目の表示までに留めている。

2. 審議事項

(1) コピー代・用紙代の各町内会負担について

平成 26 年度の団体別コピー代・用紙代の実績を資料に示しているが、各町内会によって使用にかなりばらつきがある。追分南町内会やかがやきの丘町内会は会館にコピー機が設置されている。追分鴨田町内会は昨年度の会長が自宅で印刷されており、全く利用がない状況。現在、コピー代・用紙代は本部経費として支出しているが、使用の少ない町内会が他の町内会の使用分を負担するという結果になっている。公平を期すため、コピー代・用紙代については各町内会で負担するのが良いのではないかと。

【意見】

- ・これだけ町内会で使用の差があるのであれば、コピー代等は事務経費として町内会予算から支出すればよいのではないかと。
- ・使用実績が残るので、自宅やコンビニでコピーをしていた。町内会ごとに請求してもらえれば、遠慮なく使用できる。
- ・3 月末で請求されると町内会の総会に間に合わないのと、2 月末で期限を切って請求して欲しい。
- ・今年度は使用期間 4 月 1 日から 2 月末日で、来年度からは 3 月 1 日から 2 月末日で請求いただきたい。

【質問】 輪転機の方はどうなっているのか。

【回答】 使用簿を置いて記入していただいているが、実績と合致していない状況で、個別管理ができていない。

【結論】 各種団体の分は従来通り本部経費で処理し、町内会の分は各町内会で負担することとし、2 月末の使用実績に応じて請求する。また、輪転機の使用料は現行通り本部経費とする。

(2) 地域ふるさとづくり交付金事業について

平成 26 年度に 150 万円を申請し、「地域ふるさとづくり交付金事業 平成 26 年度実績」のとおり事業を行った。平成 27 年度についても 150 万円の事業を計画しており、この事業計画について審議願いたい。

1 点目は、消火用ノズルの交換。昨年度、若草・岡本西・追分鴨田の町内会に設置されていたものを交換したが、今年度は、新たに加入した追分南町内会の古いタイプの 17 個を交換したい。これにより、すべての消火用ノズルがストップ機能付きとなる。

2 点目は、地域史誌の製作（1 部 250 円で 2,000 部）。

3 点目は、若草中央児童公園の電気設備の整備。これは、毎年 7 月末の土曜日に実施しているふれあい夏まつりで使用する電気設備のことで、昨年までは地上に仮配線していたが、感電や転倒の危険性があるので、別添の工事内容のとおり、安全な設備に整備したい。（老朽化している分電盤外箱 1 か所を交換、分電盤新設を 3 か所、既設分電盤へのブレーカー増設、それらの分電盤を地中埋設管により結ぶ工事を計画している。）

以上 3 点で、合計 1,788,532 円の事業を計画している。交付金は 1,500,000 円なので、約 300,000 円の持ち出し分は予備費で対応することとなる。

【意見】 樹木に影響はないのか。

【回答】 低い石垣の内側に設置するため、問題はない。

【意見】 夏まつりでは子どもが遊具で遊んでいる場所や、トイレに行くときに暗いので、いつも危険だと思っている。

【回答】 児童遊園のポールを利用して、夏まつりの時だけ水銀灯を設置したいと考えている。

【意見】消火用ノズルの交換が挙げられているが、町内会で消火用ホースの交換を検討している。消火用ホースについては、今後まち協での交換を考えているのか。あるいは、町内会で対応すべきものなのか。

【回答】交付金は今年度までであり、基本的には町内会での対応になる。若草・岡本西地区であれば自主防災連合会があるので、そこで検討してもよいのではないかと。

【結論】提案の3事業について承認。

(3) 郵便局誘致要請について

・志津南学区には市民センター前に草津若草郵便局があるが、車でかなり混み合っている。追分南地区や大津市の青山・松が丘地区には郵便局がないため、車で来られていると思われる。駐車場が2台分しかなく、周辺道路での事故が懸念されることから、追分南地区や大津市の青山・松が丘地区への郵便局誘致を要請したいと考えている。

・住民の皆さんの署名を集めて、日本郵便(株)に要請したい。

・町内会の班ごとに署名簿を回覧し、多くの方の署名をお願いしたい。

【質問】署名は成人とするのか。家族で何名か署名するのか。

【回答】対象は個人で、成人に限らない。

【質問】過去の郵便局誘致に見合う条件であるのか。

【回答】1つの郵便局を建設することになると莫大な経費と相当な年月を要することになるが、それを動かすには、署名を集める必要があると聞いている。3千人くらいの署名が欲しい。各地区で約千人の署名を集めると3千人の署名を集めることができる。

【意見】追分南地区と青山・松が丘地区でそれぞれ我が地域に郵便局を誘致するよう求めると、署名が割れるので、追分南に誘致してほしいということで3千人の署名を集めた方がよいのではないかと。

【回答】どちらの地区に建設するかを客観的に考えた場合、青山・松が丘になると思う。この地域は、若草郵便局か田上方面まで行かないと郵便局がない。いずれにしても、動き出さないと何も始まらないので、原案の通り、署名活動をしたいと考える。

【結論】原案通り承認。

(4) 活動費会計処理要領について

・平成26年4月から活動費会計処理要領を作成していて、今年度も5月10日に各団体に対して会計処理の説明会を行う。処理要領の確認をお願いしたい。

・活動費処理方法については、活動単位で仮払い請求・精算方式をとっている団体はなく、全てが年間一括の仮払い請求・精算方式をとっている。

・年度末で締めて、まち協で一括して監査を受けるので、原則として各団体において監査を行う必要はない。

・各団体の総予算に変動がある場合、「本部」の承認を得ることになっているが、現実には「理事会」に諮り、承認を得ているので、この部分を変更する。

・交通費清算書(様式3)について、現行の出発地、到着地、片道/往復の欄をなくし、新たに目的の欄を設けた。

・自家用車の場合、昨年度までは備考欄に距離数を記載し、円単位で計算することになっていたが、今年度からは10円単位に切り上げることにしたい。

・距離の計測を忘れて、実際には請求しないことも考えられるので、主な行先の交通費を別表の通り作成した。これ以外の行先は、距離を計測していただく。

・この交通費の清算は、各種団体の方が市の会議や行事に出席する場合に適用するもので、町内会長が町内会の業務で市役所等に行くときは、町内会費からの支出となる。

【意見】別表のうち草津市社会福祉協議会、高穂中学校、ロクハ公園事務所については志津の方に大回りした距離数なので、かがやき通りから右折したルートにするべきではないかと。

【回答】ルートを確認し、再度計測する。

【意見】燃料費を16円/kmとして算出しているが、環境美化委員会は草刈りの度に車を出すことになり、渋滞や運転する人の手間もあるので20円/kmくらいにしてもらえないか。ロクハ公園事務所で軽トラックを借用する際には20円/km請求される。

【結論】

- ・交通費清算書（様式3）に、別表を参照してもよいと記載しているが、別表にある行先については、これに基づく交通費を清算することと表記する。
- ・燃料費を16円/kmとして算出しているが、20円/kmに変更し、10円単位に切り上げる。

(5) 個人情報の公開について

【意見】

- ・最初に役員が決まった段階で、住所、氏名、連絡先、アドレス等を聞かれると思うが、その時に、掲載に問題がないという承諾書を取るべきではないか。
- ・役員になれば当然住所、氏名、電話番号くらいは載せてしかるべきだと思う。役職に責任を持つべきだ。
- ・役員に理解してもらえばいいだけで、承諾書はいらないと思う。ただ、ホームページだけは不特定多数の人が閲覧できる状況なので、住所については○丁目までの表示にしたと事務局から報告があり、電話番号も載せていないので問題ないと思う。
- ・役員になった段階で説明してほしい。

【結論】

- ・ホームページには、役職と氏名、それに住所は○丁目まで掲載。志津南ニュースには役職と氏名を掲載。議案書には役職、氏名、住所を掲載しているが、代議員と理事のみ配付し、全住民には回覧としている。
- ・ホームページに氏名や住所を載せては困るという人については、掲載しないようにするが、今までそういう人はいない。
- ・承諾書までは必要ない。

以上